

議案第173号

訴訟の提起について（建設局関係）

次のとおり使用料支払請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 株式会社関西企画 2 大阪地方裁判所 使用料支払請求事件	本市は、被告に大阪駅前地下道に設置されている広告枠及び本市が指定する広告掲載可能箇所を令和2年4月1日から同年9月30日までの間提供し、被告がこれらを使用して広告業を行う旨の契約（以下「本件契約」という。）を被告と締結していたところ、被告が同年7月1日から同年9月30日までの間の本件契約に係る使用料金19,800,000円を支払わなかったため、被告に対し、上記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

使用料支払請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。